

(書式6)

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業 基本構想(案)
意見募集期間	令和6年12月1日から令和7年1月10日まで
意見提出者数	
提出意見数	
意見項目数	
意見提出の内訳	
意見の反映結果	取手市市民意見公募手続(パブリックコメント手続)に関する要綱第8条第3項に基づき、施策等を定めない(内容を一部変更する)こととした理由等について別紙のとおり公表します。 提出いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
匿名等による意見提出者数	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市(実施機関)の考え方を掲載しています。

※類似の意見に対しては、まとめて市(実施機関)の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません。

※詳細は別紙のとおり。

取手駅西口複合公共施設整備に関する基本構想（案） 一部変更に伴うパブコメ再実施について

「取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業 基本構想（案）」（以下、基本構想（案）という。）につきましては、令和6年12月1日（日曜日）から令和7年1月10日（金曜日）までの間、市民の皆さんから意見を募集し、多くのかたから貴重なご意見をいただきました。

しかしながら、以下の理由により、意見募集した基本構想（案）の内容を一部変更し、改めてパブリックコメントを実施することといたします。

<内容を一部変更する理由>

再開発準備組合臨時総会において、市街地再開発事業の施行予定区域が変更となり、同時に市街地再開発事業の施設計画等の事業計画（再開発ビル計画やスケジュール等）も再検討されることが決定されたため、市街地再開発事業の事業計画を記載した基本構想（案）については、内容の一部変更を行う必要があります。

また、複合公共施設の整備はA街区再開発ビルの床の一部を活用する計画となっていることから、再開発ビルの規模や形状などが変更されると、公共機能の配置の考え方や想定整備費等については、再度検討を行う必要があります。その結果によっては、基本構想（案）の内容の一部を変更しなければなりません。

以上のことから、基本構想（案）の内容の一部を変更することといたします。

市街地再開発事業の事業計画検討や都市計画決定手続きの進捗にあわせて、基本構想（案）の内容の一部を変更し、改めて意見公募の手続きを実施する予定です。

令和6年12月1日（日曜日）から令和7年1月10日（金曜日）までの間、提出いただいたご意見につきましては、公表はいたしません。今後の検討の参考とさせていただきます。この度は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。